

報告第24号

損害賠償額の決定に関する
専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、平成29年10月27日次のとおり損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

平成29年11月24日

品川区長 濱 野 健

損害賠償額の決定について

- | | |
|---------|---|
| 1 件名 | 庁有車運行中に起きた手すりの破損事故 |
| 2 事故の概要 | 平成29年10月11日品川第二地域センターの職員が運転する庁有車が、東京都立八潮高等学校の敷地内で後進した際、左後方の安全確認を怠ったため、スロープの手すりに接触し、その一部を破損した。 |
| 3 損害賠償額 | 344,000円（修理費） |
| 4 相手方 | [Redacted] |